

知 事 談 話

今回の人事委員会勧告については、月例給及びボーナスとともに3年連続の引上げとなるとともに、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」を行う内容となっている。

人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置として行われているものであり、勧告制度の趣旨が十分尊重されるよう対処したいと考えている。